

● 5月の日曜等当直医 ●

内科・小児科		外科 (9時～12時、13時～17時) ※知立市は9時～12時、14時～18時		歯科 (9時～12時)	
3日(木)	刈谷医師会館内 休日診療所(一色町) ☎24-1111 〈受付時間〉 8時30分～11時30分 13時～17時 18時～19時30分 ※設備の都合上、血液検査・胸部レントゲンおよび点滴はできませんので、ご承知ください。 ※暴風警報発令中の時間帯は原則休診となります。警報が15時までに解除された場合、その2時間後から診療を開始します。15時の時点で警報が発令されている場合は、休診となります。	3日(木)	大山クリニック (知立市) ☎82-0106	3日(木)	江坂歯科医院 (末広町) ☎23-8258
4日(金)		4日(金)	辻村外科病院 (井ヶ谷町) ☎36-5200	4日(金)	さかい歯科 (今川町) ☎35-0802
5日(土)		5日(土)	こんどう整形外科 (東刈谷町) ☎29-1500	5日(土)	小垣江歯科医院 (小垣江町) ☎23-5515
6日(日)		6日(日)	碧海中央クリニック (野田町) ☎63-5200	6日(日)	三輪田歯科医院 (御幸町) ☎27-6633
13日(日)		13日(日)	富士病院 (知立市) ☎85-1000	13日(日)	磯村歯科医院 (小山町) ☎21-0072
20日(日)		20日(日)	刈谷記念病院 (小垣江町) ☎21-0123	20日(日)	かきつばた歯科 (恩田町) ☎21-2211
27日(日)		27日(日)	鈴木整形外科 (築地町) ☎25-1118	27日(日)	高津波歯科 (高倉町) ☎21-8991

・上記日曜等の診療時間外および平日の夜間に急病、ケガなどでお困りの場合は、かかりつけの医師へ連絡し、不在のときは救急医療情報センター (☎36-1133)へお問い合わせください。

・救急車を必要とするときは、衣浦東部広域連合消防局(☎局番なし119)へ。

【小児救急電話相談】 19時～翌朝8時 ☎短縮番号#8000または052-962-9900

● 休日・夜間窓口のご案内 ●

問 市民課(☎62-1009)、休日・夜間受付(☎62-1080)

夜間窓口(市役所1階) 毎週月・水・金曜日(祝日・年末年始を除く) 20時まで

休日窓口(市役所1階) 毎週土曜日(年末年始を除く) 9時～12時30分

◆交付できるもの

- ▶ 戸籍謄本・抄本
- ▶ 戸籍の附票の写し
- ▶ 身分証明書
- ▶ 印鑑登録証明書
- ▶ 住民票の写し
- ▶ 住民票の記載事項証明書

※出生・婚姻・死亡などの戸籍の届出は、市役所で年中無休24時間受付します。
 ※本人確認のため運転免許証、パスポートなどの身分証明書をお持ちください。

パスポートの申請・受取のご案内

パスポートの申請場所は、原則として市役所市民課旅券窓口です。

- 時 ▶ 申請 月～金曜日 9時～17時
 ▶ 受取 月～木曜日 9時～17時、金曜日 9時～18時

※祝日・年末年始を除く

対 日本国籍を有し市内に住居登録・居所のある人
 ※詳しくは、「旅券(パスポート)申請のご案内」(市役所・各市民センターに設置)、市HPをご覧ください。

問 市民課(☎95-0006)

● 水道料金窓口のご案内 ●

問 水道料金窓口(☎62-1027)

水道の使用開始・使用中止・名義変更・支払いなどの手続きは、希望日の前日まで(支払のみ請求月末日まで)に次の受付場所へ。

- 時間(場所) ▶ 平日 8時30分～17時15分(市役所5階水道料金窓口)
 ▶ 土・日曜日・祝日 8時30分～17時(休日・夜間窓口)

今号の表紙

今年の桜は早咲きとなり、3月下旬から見頃となった亀城公園の桜。たくさんのお客が訪れ、にぎわいを見せました。

満開の桜の中を仲睦まじそうなお夫婦が寄り添いながら歩いていました。桜を見ながらお話ししている二人の様子にほっこり。大切な人と見る桜は格別なようでした。

5月の日曜等 水道工事日直

- 3日(木) 鈴弘設備
富士見町 ☎21-3700
- 4日(金) 関興業
司町 ☎23-1434
- 5日(土) 田中設備
小垣江町 ☎21-5124
- 6日(日) タブチ住設
一ツ木町 ☎62-8620
- 12日(土) 管工事組合
池田町 ☎21-6591
- 13日(日) 中央プランテック
野田町 ☎23-5731
- 19日(土) 管工事組合
池田町 ☎21-6591
- 20日(日) 成田ポンプ
今川町 ☎36-1904
- 26日(土) 管工事組合
池田町 ☎21-6591
- 27日(日) 日設工業
神明町 ☎21-5333

受付時間 8時30分～17時

※皆さんの敷地内でおきた漏水など水道に関係する修繕工事の費用は、自己負担になります。